

地区防災計画
(水害対策編)

隅田自治会

地区防災計画

水害対策編

平成 29 年 3 月 13 日

隅田自治会

目次

1. 地区防災計画の策定について	
（１）地区防災計画とは	1
（２）計画の策定方法と経緯	2
（３）話し合いでの検討事項	2
2. 地区特性の把握	
（１）地形	3
（２）都市基盤	4
（３）土地、建物利用状況	5
（４）人口	7
（５）災害履歴	9
3. 被害想定	
（１）洪水ハザードマップ	10
（２）水害対策タイムライン	12
4. 防災まち歩き	
（１）まち歩きの準備	13
（２）まち歩きの実施	14
（３）まち歩きの結果	15
（４）洪水防災マップの作成	18
5. 災害時の応急対応シナリオ	
（１）中級レベルの検討	20
（２）上級レベルの検討／タイムライン	22
（３）応急対応シナリオの作成	24
6. 取り組みの体制づくり	
（１）体制づくり	26
（２）日頃の取り組み	27
（３）災害時の活動	29
7. 実践と検証	32

1.地区防災計画の策定について

(1)地区防災計画とは

「地区防災計画」は、身近な地区の防災力の向上を図るため、地区の皆さんが共同して自発的な防災活動の内容を定め、提案することができる制度※1です。

※1 災害対策基本法第四十二条の二に定められている。平成25年6月に創設されたもの。

これまでの自主防災組織等による防災計画との違いは、「地区防災計画」を「足立区地域防災計画」に位置付けることが可能になった点です。

これによって、常日頃から、地区防災活動への区からの支援※2が得られることとなります。いざという時には、「地域防災計画」に基づいた区の防災活動と並行して、地区の皆さんが「地区防災計画」に沿って活動することとなります。こうして、災害時における区と地区の連携が強まります。

※2 区は、地区防災計画の策定を支援します。また、地元と協働して、区の「具体的事業計画」（防災活動に従事する人材の育成、防災に関する普及啓発、防災訓練の実施、情報連絡体制の整備、防災に必要な物資や資器材等の確保、消防団との連携体制の強化等）に反映します。

「足立区地域防災計画」より

私たちの隅田自治会は、近くを中川が流れています。過去に中川が氾濫したこともあり、大雨の際には洪水の危険性がある地域です。

これまで、地震に対する活動は行ってきましたが、水害に対する活動はありませんでした。このため地区防災計画では洪水が起きた場合を取り上げ、その対策を検討した「隅田自治会地区防災計画（水害対策編）」を策定しました。

位置図



「あだち地図情報提供サービス」より

(2) 計画の策定方法と経緯

地区の代表が集まって話し合い(ワークショップ方式)により地区防災計画の検討を行いました。検討にあたっては、区とコンサルタントが支援しました。

地区防災計画の検討は、隅田自治会と長門東部自治会(まとめて「中川地域」と記載します)と一緒に検討を進めました。

検討で得られた結果をまとめて「地区防災計画(素案)」を作成し、地元の説明会でその内容を説明しました。その後、区の防災会議で審議の上、正式に決定しました。

中川地域 地区防災計画策定の経緯

年月日	検討、説明会等	内容
平成 28 年 10 月 19 日	第 1 回ワークショップ	中川地域の地区防災計画(水害対策編)策定について確認
10 月 22 日	中川地域防災まち歩き 歩き	隅田自治会、長門東部自治会がそれぞれの町内のまち歩きを実施
11 月 18 日	第 2 回ワークショップ	洪水時の対応策を検討
12 月 9 日	第 3 回ワークショップ	大洪水時の対応策を検討
平成 29 年 2 月 13 日	地元説明会	「地区防災計画(素案)」について
3 月 13 日	足立区防災会議	地区防災計画(素案)の審議

▼
「地区防災計画」決定、公表

(3) 話し合いでの検討事項

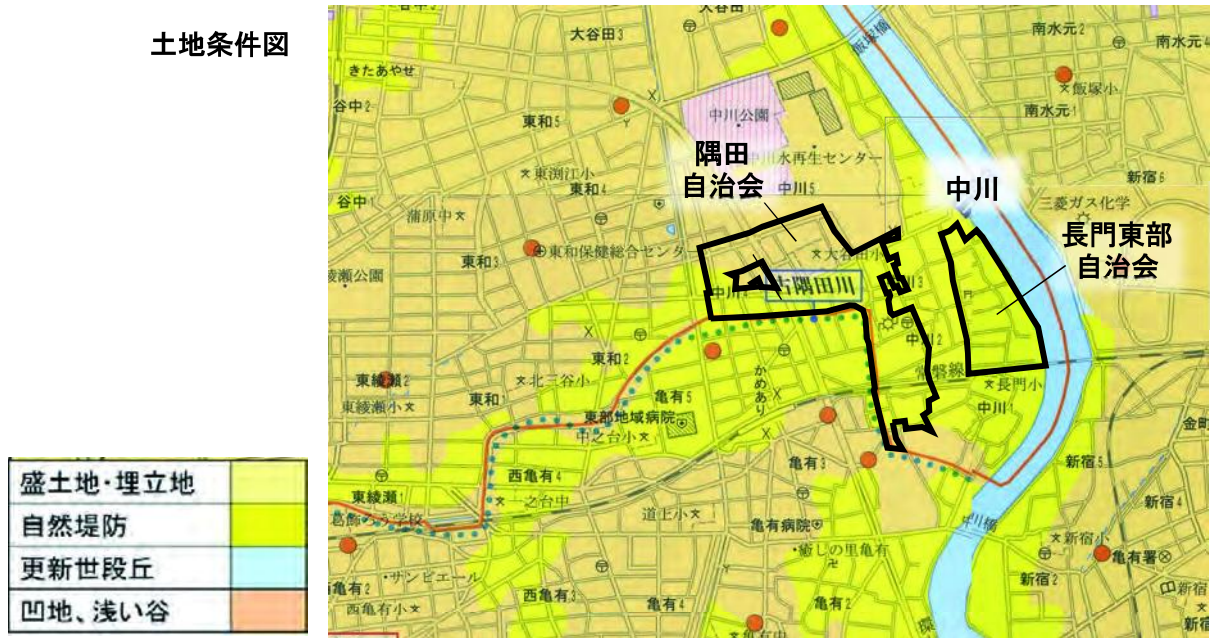
地区の皆さんによる話し合いでは、計画策定項目について次のように検討しました。

計画策定項目	話し合い	検討事項
1.地区防災計画の策定について	○第 1 回ワークショップ (平成 28 年 10 月 19 日)	・地区防災計画(水害対策編)の策定主旨、方法等について ・特に洪水をとりあげて検討 ・自治会ごとの洪水対策の現状と課題
2.地区特性の把握	○中川地域防災まち歩き (平成 28 年 10 月 22 日)	・地区の地形や標高、洪水履歴 ・ハザードマップ、中川タイムラインについて ・まち歩き、結果の話し合い、発表 ・防災課題の抽出
3.被害想定		
4.防災まち歩き		
5.災害時の応急対応シナリオ	○第 2 回ワークショップ (平成 28 年 11 月 18 日)	・まち歩きの振り返り ・洪水時の対応策を検討 ・大洪水時の対応策を検討
6.取り組みの体制づくり	○第 3 回ワークショップ (平成 28 年 12 月 9 日)	
7.実践と検証		

2.地区特性の把握

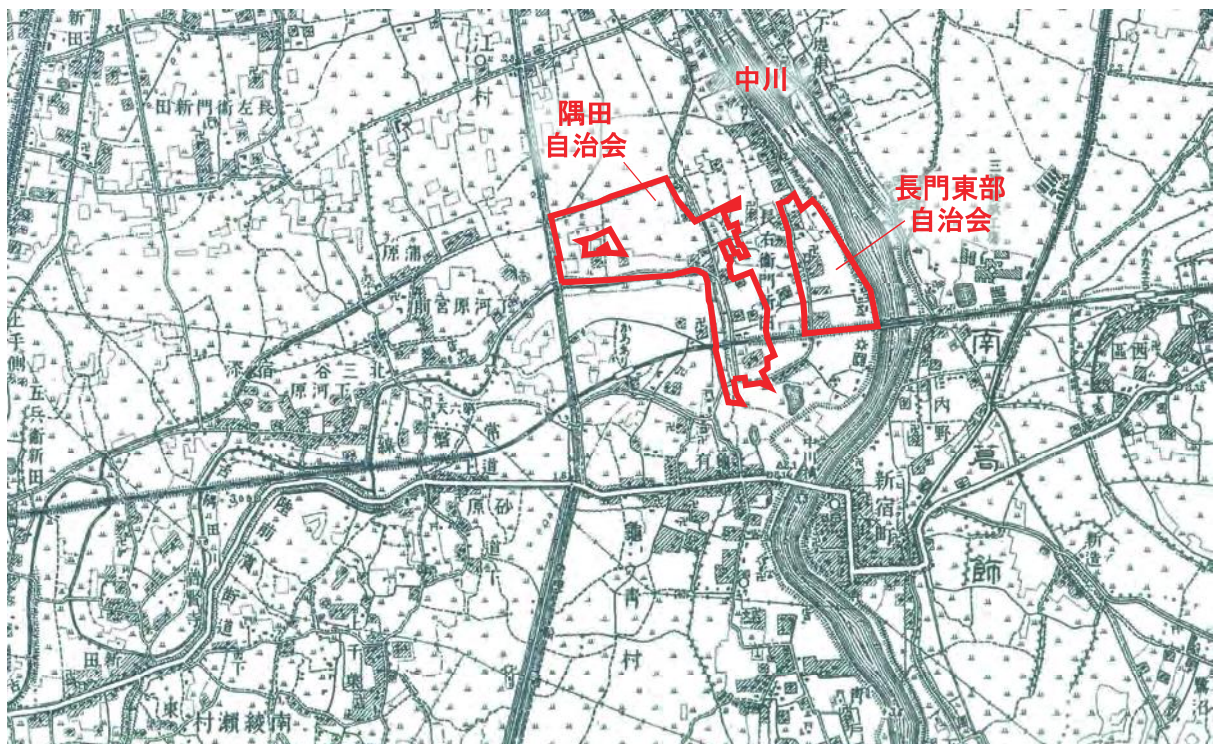
(1)地形

河川の氾濫によってつくられた盛土地・埋立地（荒川氾濫低地）が分布し、所々にまわりよりわずかに高い自然堤防が形成されています。



「首都大地震ゆれやすさマップ 2013 年（旬報社）」より

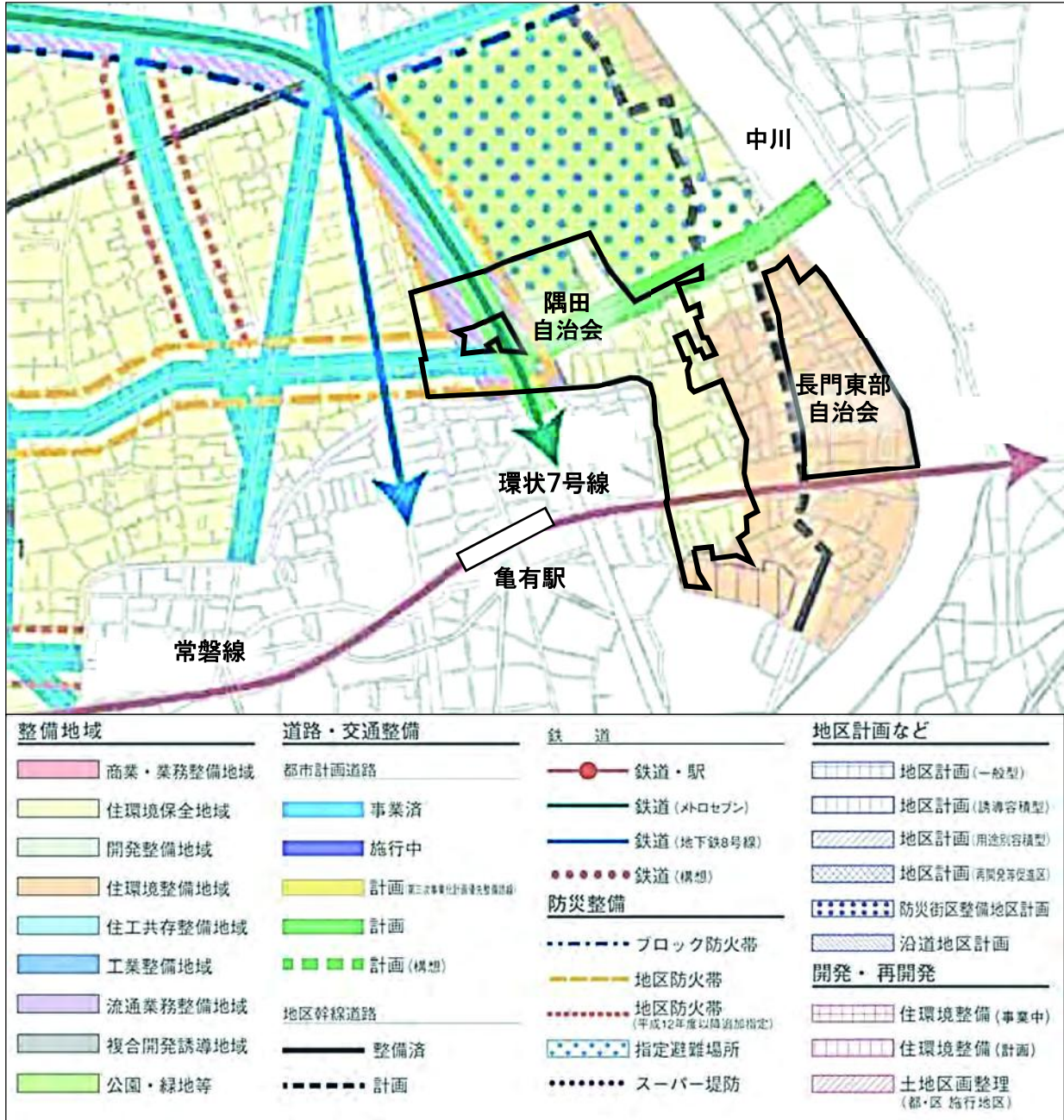
約 100 年前の地図でみると、中川が流れている周囲には一面水田が広がり、集落が点在しています。この頃には、常磐線が通り亀有駅が設けられています。



国土地理院地図（1919 年／大正 8 年）より

(2) 都市基盤

南北方向に環状7号線が通っています。また、東西方向に常磐線が通り、最寄りに亀有駅があります。



「足立区都市計画マスタープラン 2006」より

(3)土地、建物利用状況

■用途地域

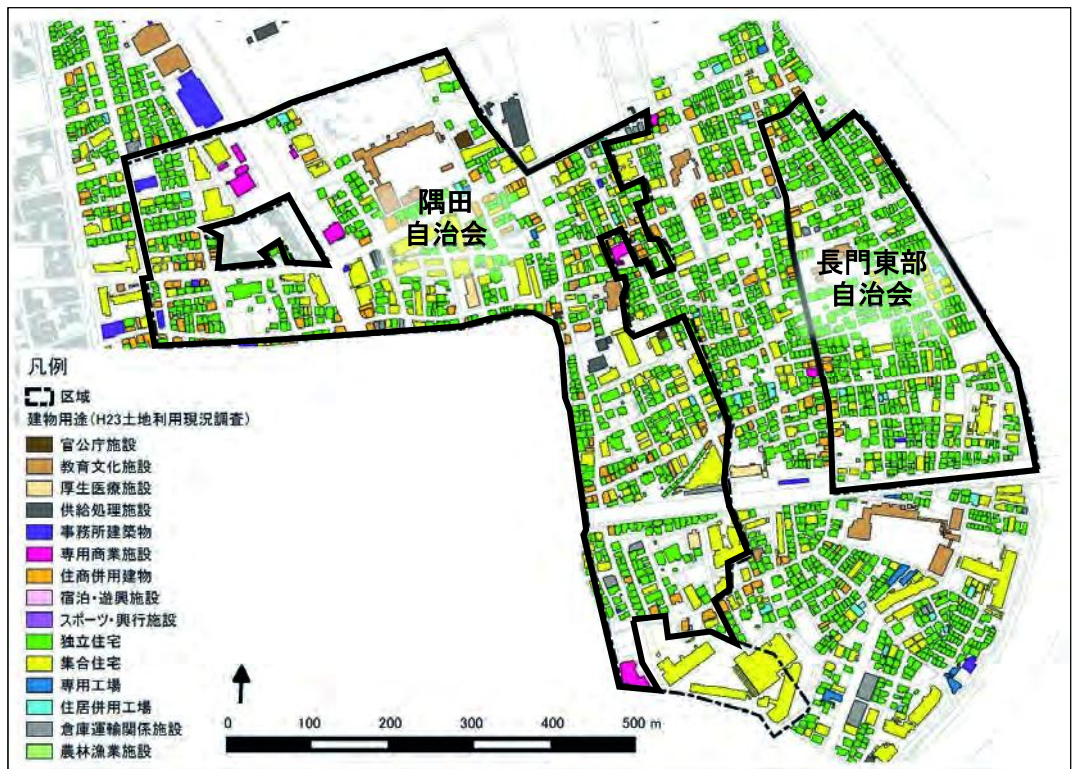
環状7号線沿いが商業地域に指定されています。また、主要な道路沿いには近隣商業地域が指定されています。このほかは、第一種住居地域、第二種住居地域、準工業地域等に指定されています。



足立区「都市計画用途地域図」より

■用途別建物現況

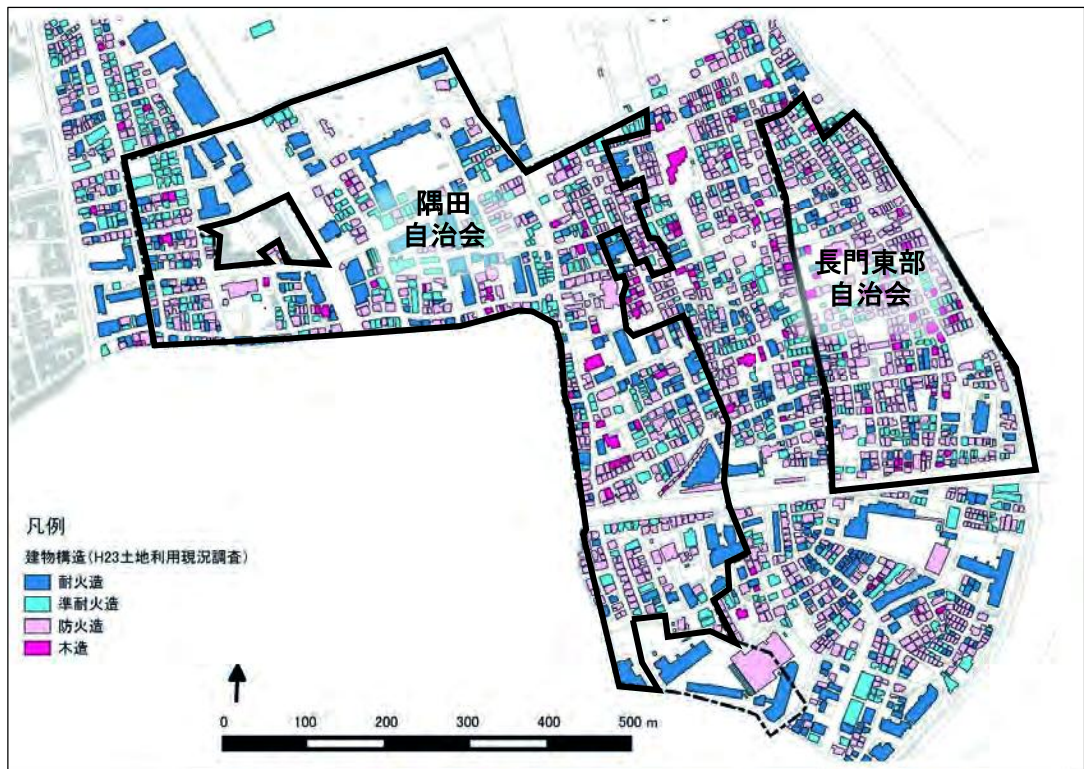
主な建物用途は住宅系です。独立住宅が多くを占め、その中に集合住宅が散在しています。



「平成23年土地利用現況調査」より

■構造別建物現況

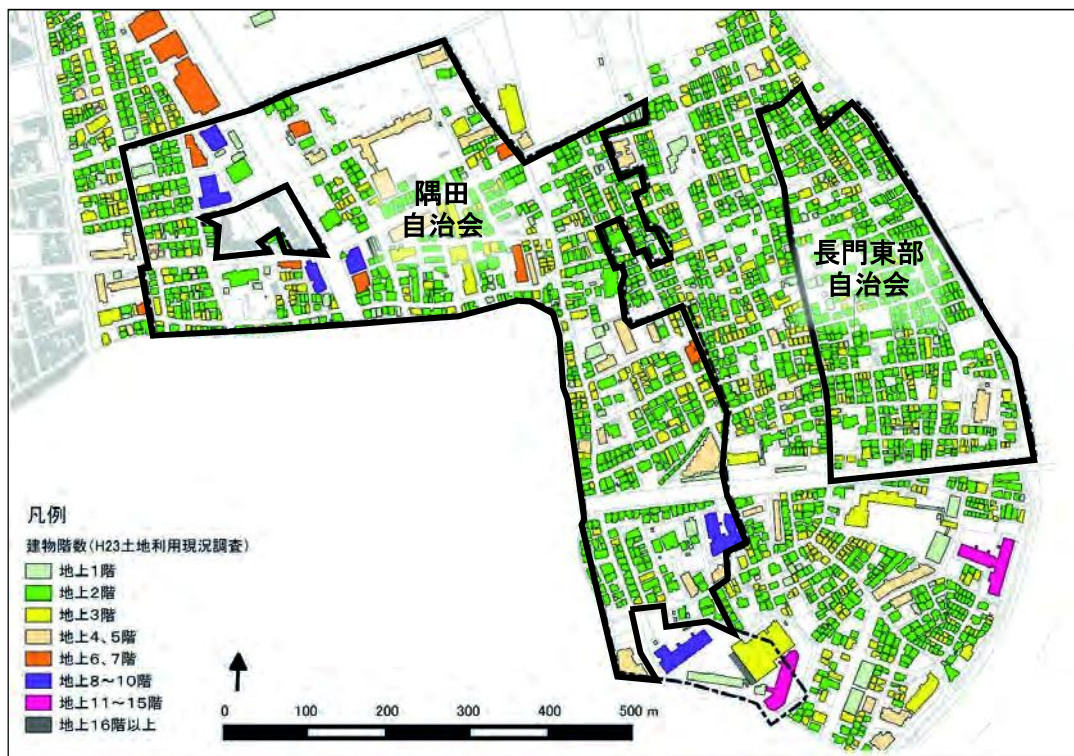
地区のほとんどが防火造、耐火造、準耐火造の建物で、木造は少ない状況です。



「平成 23 年土地利用現況調査」より

■階数別建物現況

環状 7 号線沿いと南側の大規模店舗アリオの周辺には、地上 4、5 階建て以上の建物がまっています。その他は 2 階建てが多く、部分的に 3 階建て以上が散在しています。

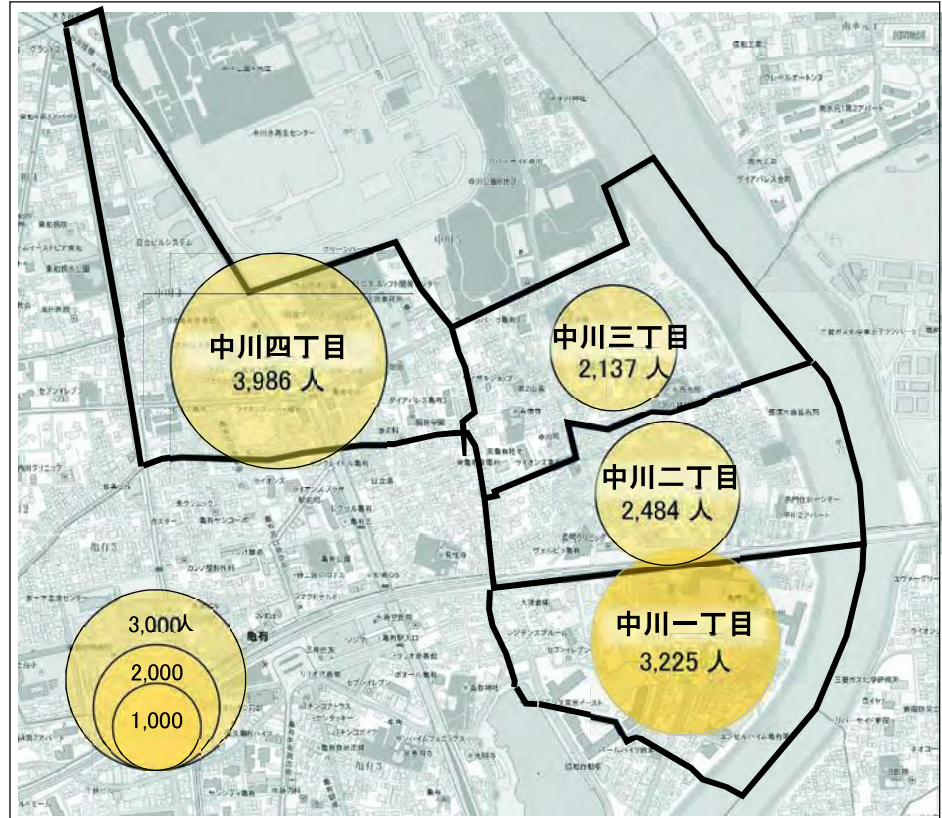


「平成 23 年土地利用現況調査」より

(4)人口

■町丁目別人口

中川一丁目が 3,225 人、中川二丁目が 2,484 人、中川三丁目が 2,137 人、中川四丁目が 3,986 人です。

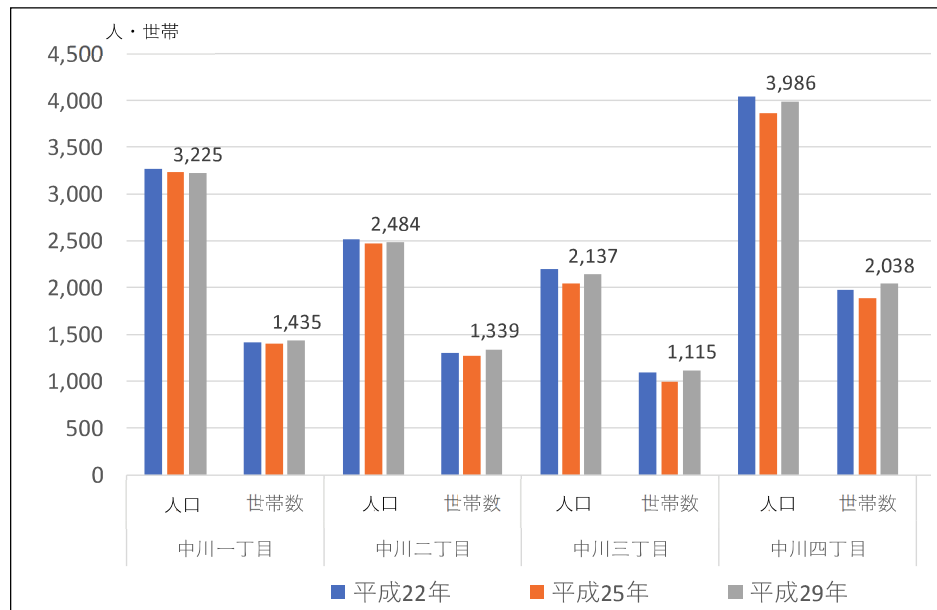


「平成 29 年住民基本台帳人口（2 月 1 日現在）」より

■町丁目別人口と世帯数の推移

平成 22 年から平成 29 年にかけて、各町丁目ともおおむね横ばい傾向にあります。

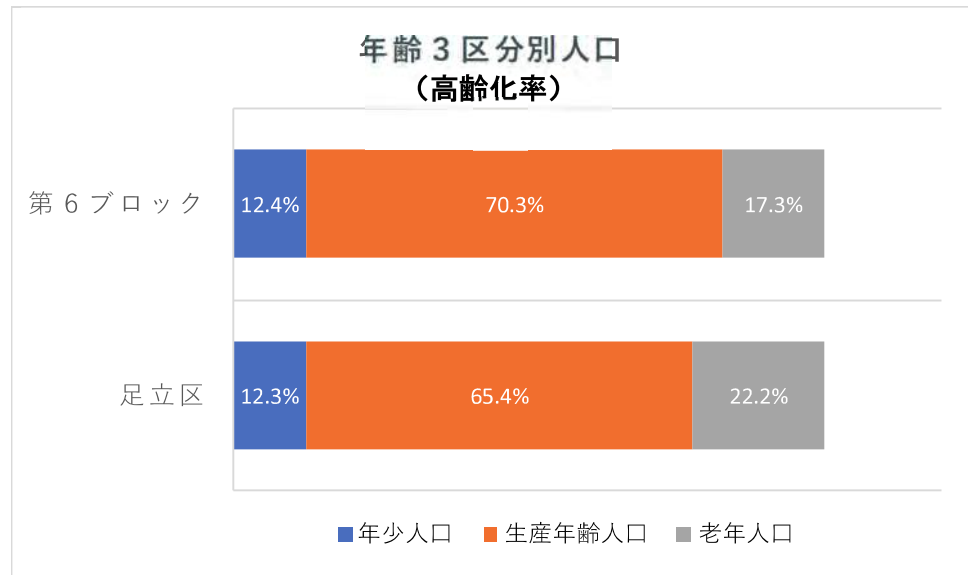
町丁目別人口と世帯の推移



「住民基本台帳人口（各年 4 月 1 日現在、平成 29 年は 2 月 1 日現在）」より

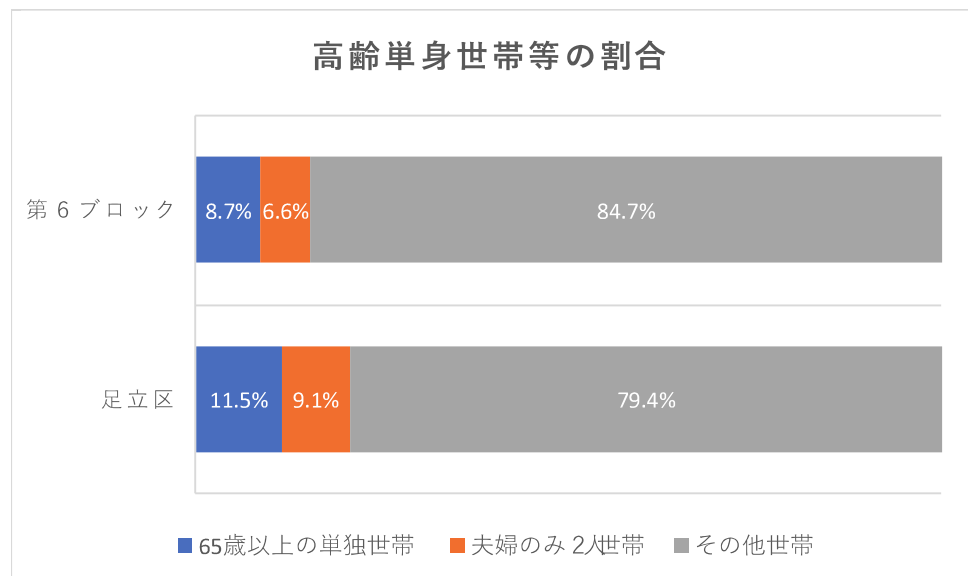
■年齢3区分別人口(高齢化率)

中川地域がある第6ブロック※の老年人口割合(高齢化率)は17.3%で、足立区平均の22.2%を下回っています。



■高齢単身世帯等の割合

中川地域がある第6ブロック※では、65歳以上の単身世帯が8.7%で、足立区平均の11.5%を下回っています。

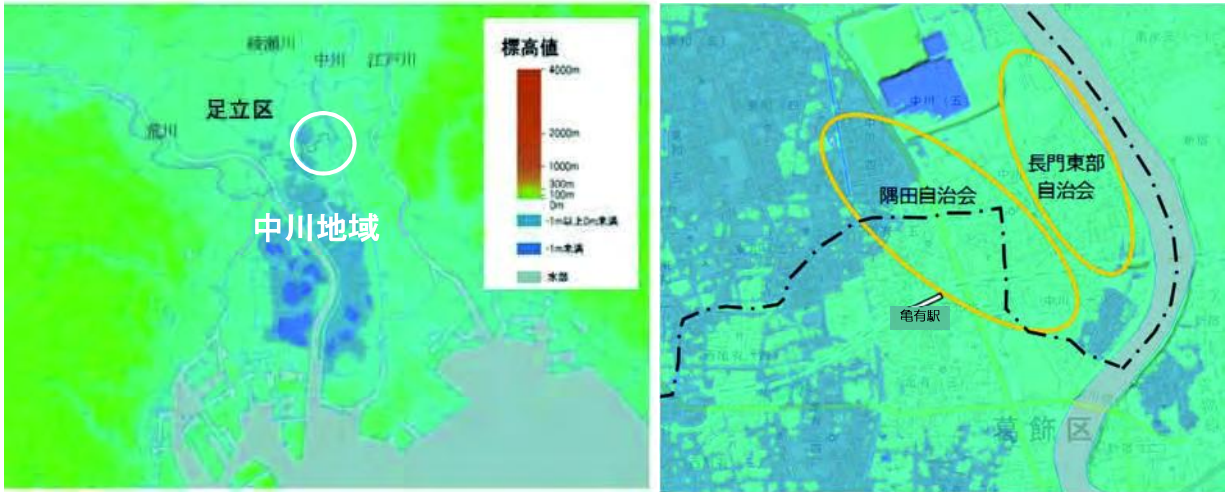


※第6ブロック(綾瀬一丁目~七丁目、加平一丁目、東和一丁目~五丁目、中川一丁目~五丁目、東綾瀬一丁目~三丁目、谷中一丁目~二丁目)

「平成22年国勢調査」より

(5)災害履歴

中川地域は、荒川、綾瀬川、中川、江戸川などの河川が流れる「海拔ゼロメートル地帯の一角」にあります。



国土地理院標高図より

カスリーン台風（昭和 22 年）の時には、堤防が決壊して床上浸水がありました。



江戸川河川事務所「カスリーン台風の被害、国交省関東地方整備局 HP、理科年表」より

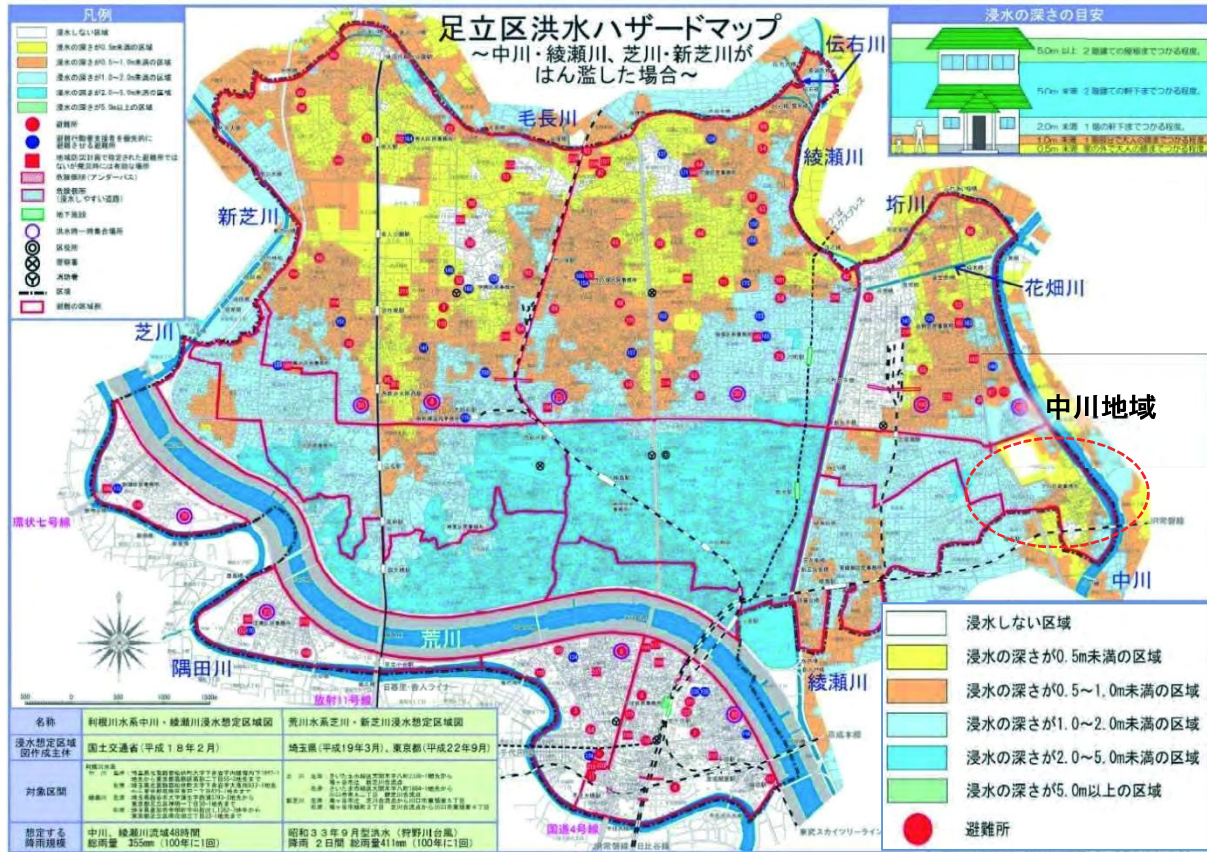
江戸川河川事務所の資料によれば、過去 60 年くらいの間に起きた中川・綾瀬川の洪水について、昭和 33.9（狩野川台風）以降平成 16.10（台風 22 号）までに、14 回の浸水記録があります。

3.被害想定

(1)洪水ハザードマップ

区では、河川ごとに洪水時の浸水範囲や深さ、洪水時一時集合場所を図で示した「洪水ハザードマップ」を公表しています。

「中川・綾瀬川・芝川・新芝川が氾濫した場合」には、中川地域は、浸水の深さが深いところで「1m～2m未満（水色）」になります。洪水時一時集合場所は第十二中学校です。



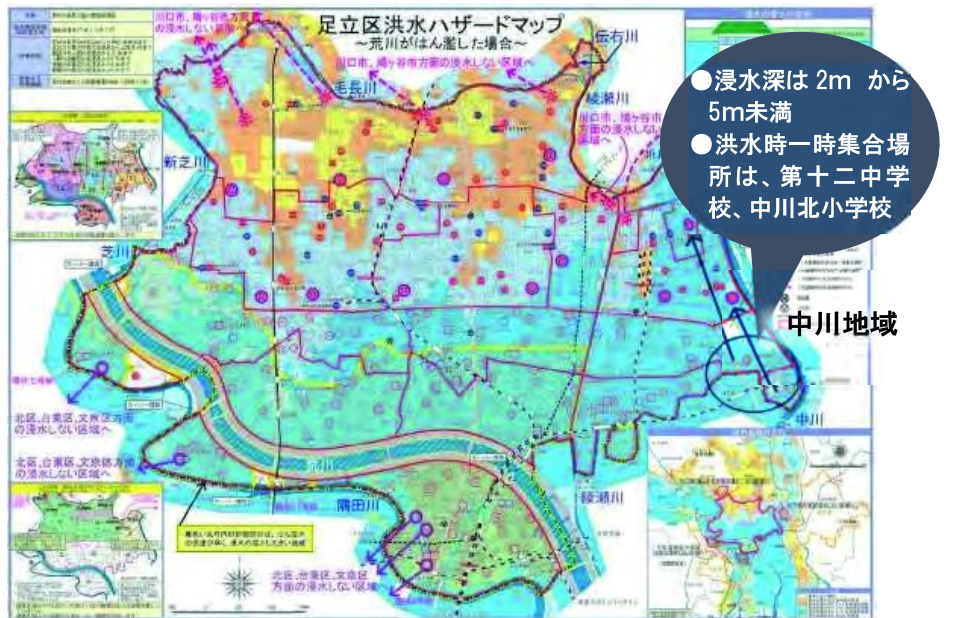
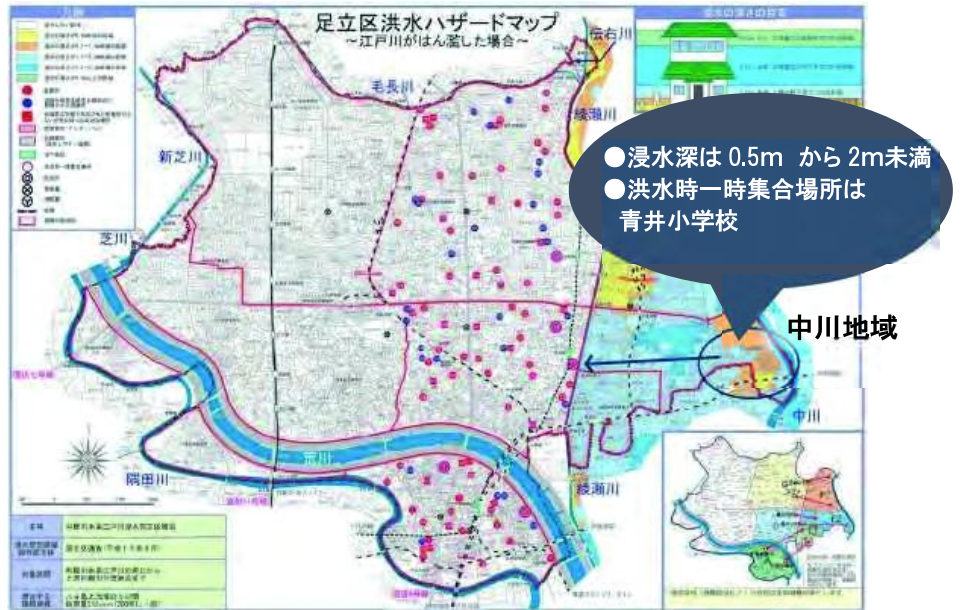
この他、「江戸川、荒川、利根川が氾濫した場合」には、中川地域は、浸水の深さが深いところで「2m～5m未満（青色）」にものぼります。

また、洪水時一時集場所も、青井小学校（江戸川、荒川、利根川が氾濫）、第十二中学校や中川北小学校（荒川、利根川が氾濫）、花畑小学校や東栗原小学校（利根川が氾濫）など、それぞれ異なります。

ここから読み取れることは

- ①浸水深 2～5m未満が広範囲に及ぶ場合があること。
- ②避難先がひとつに定まっておらず、状況により変わること。
- ③地区内に避難できるとは限らず、かなり遠い場合もあること。

などです。



(2)水害対策タイムライン

大洪水に対し、「中川の水害対策タイムライン※」の取り組みが始まっています。

”タイムライン”とは、「いつ」、「誰が」、「何をするのか」を、あらかじめ時間の流れに沿って整理した防災行動計画です。国、地方公共団体、企業、住民等が連携してタイムラインを策定することにより、災害時に連携した対応を行うことができます。

※中川・綾瀬川・芝川・新芝川・毛長川の水害対策タイムライン（事前防災行動計画）

中川・綾瀬川・芝川・新芝川・毛長川の水害対策タイムラインの流れ

時の流れ	気象・水象情報と区の動き	住民等の対応
5日前～	気象情報（区危機管理室による気象情報の確認等）	テレビ、ラジオ、インターネット等による気象情報の確認 ハザードマップ等による避難所・避難ルートの確認 防災グッズの準備 自宅保全
時の流れ	気象・水象情報と区の動き	住民等の対応
4日前～	都市建設部等による防災施設の状況確認、資器材の準備	前出
3日前～	大雨・洪水警報（足立区以外）	
1日前～	大雨・洪水注意報（足立区）	
12時間前～	大雨・洪水警報（足立区）、水防本部設置、広報の開始	
10時間前～	氾濫注意水位【レベル2】、災害対策本部設置の準備等	
時の流れ	気象・水象情報と区の動き	住民等の対応
8時間前～	避難判断水位【レベル3】、災害対策本部設置、各部避難支援等の対応開始、要配慮者の避難開始	避難の準備（要配慮者以外） 要配慮者避難開始、または垂直避難開始
3時間前～	氾濫危険水位【レベル4】、避難勧告発令、各地へ広報、要配慮者以外の避難開始	要配慮者以外の避難開始、または垂直避難開始 ★避難完了
		避難していない住民の避難開始、または垂直避難開始 ★避難完了
0時間～	堤防決壊【レベル5】、各地へ広報、避難していない住民の避難	

警察・消防関係は
避難者誘導
区は戸別訪問

資料：足立区地域防災計画より抜粋、一部省略

4.防災まち歩き

洪水が起きた時のことを想定しながら、危険なところを避けて逃げるルート、災害時の避難場所、防災倉庫などの資源を探す「防災まち歩き」を実施しました。

まち歩きは、隅田自治会と長門東部自治会が同時に行いました。

(1)まち歩きの準備

第1回ワークショップで話し合った結果をもとに、対応を示し、まち歩きの際の参考としました。

第1回ワークショップで話し合った結果	対応
①カスリーン台風（S22）の時に堤防が決壊して床上浸水があった。被害の資料を提供してほしい。	被害の状況を調べました
②ハザードマップは配布しているが、内容をきちんとは把握していない。今度決壊したら2階まで浸水するかもしれない。逃げ場がなくなる。被害の程度を把握しておく必要がある。	浸水範囲と深さを示す地図を準備しました
③近くに高い建物がない（取り決めもない）ので、逃げる先がない。安全に避難できる場所が必要。	高い建物を調べました
④標高の表示がない。浸水しやすい場所を把握する必要がある。高いところを通って避難できる避難路が必要。	地図に標高を示しました
⑤備蓄倉庫は水に浸たってだめになるのではないか。	分布を地図に落としました
⑥地震を対象にした避難訓練、防災マップづくりはやっているが、水害はあまりやっていない。水害については今回のまち歩きで確認していきたい。	まち歩きで確認してきました



まち歩き
(隅田自治会)



まち歩き
(長門東部自治会)

(2)まち歩きの実施

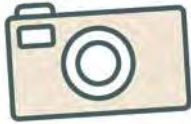

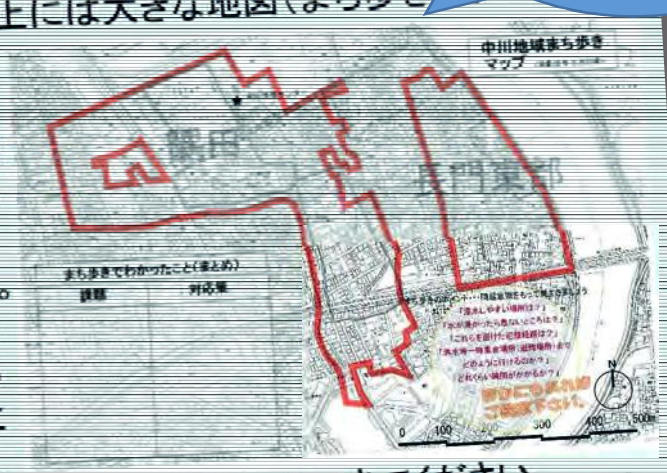
まち歩きを次のように行いました。

- 時間配分に留意しながら、地区の全体をみることができるよう「まち歩きのルート」を決めました。
- 地区の現状（高さ、町内会館、防災倉庫など）を落とした地図を持参しました。
- まち歩きのねらいを定め、問題意識をもって歩くことにしました。
〈例〉「浸水しやすい場所は？」
「水が浸かったら危ないところは？」
「これらを避けた避難経路は？」
「洪水時一時集合場所（避難場所）までどのように行けるのか？」
「どれくらい時間がかかるか？」
- 持参した地図に気が付いた点を記入し、主なところはカメラで撮影しました。

出かける前に

まち歩きの経路のほか、高さ、町内会館、防災倉庫などを落とした地図

- 皆さんの机の上には大きな地図（まち歩き）があります。
- 同じ地図の縮小版を皆さんのお手元に準備しました。
- 縮小版をもってまち歩きに出かけます。
気が付いた点を地図に書き込んでください。



(3)まち歩きの結果

<まち歩きでわかったこと>

- ・高い建物があっても避難には使えない。オートロックがあって通路にも入れず。
- ・オーナーが自治会に入っていれば話がしやすいが、今の人は自治会に入らない。
- ・新築マンションなどの建築計画・確認申請の段階から地元住民と開発業者との避難体制についての協議が必要だ。説明会などで、避難に関して自治会としての意見を言うようになる。
- ・民間企業の協力も必要。企業が自治会に参加するなどの協力体制が必要。
- ・もともと沼地の土地で低い。
- ・S34 伊勢湾台風では床上、床下浸水した。床下浸水の経験はほどほどある。
- ・下水道は分流式で流下能力はある。下水道が整備される前はよく浸水した。
- ・浸水すると、車が通るたびに波立って家に水が入ってしまう。
- ・昔は田舟を使った。資料を調べたり先人から浸水の情報を聞いたりして、情報を集める必要がある。
- ・多様な連絡手段の確保が必要。携帯が使えない人もいる。
- ・ここは葛飾区との区界。区が違うと意見が言えなかったりして不便だ。

まち歩きの結果を書き込んだマップ



隅田自治会の会館→
玄関わきには土嚢が蓄えられて
います



道路中央にはマンホールが設置
されています→



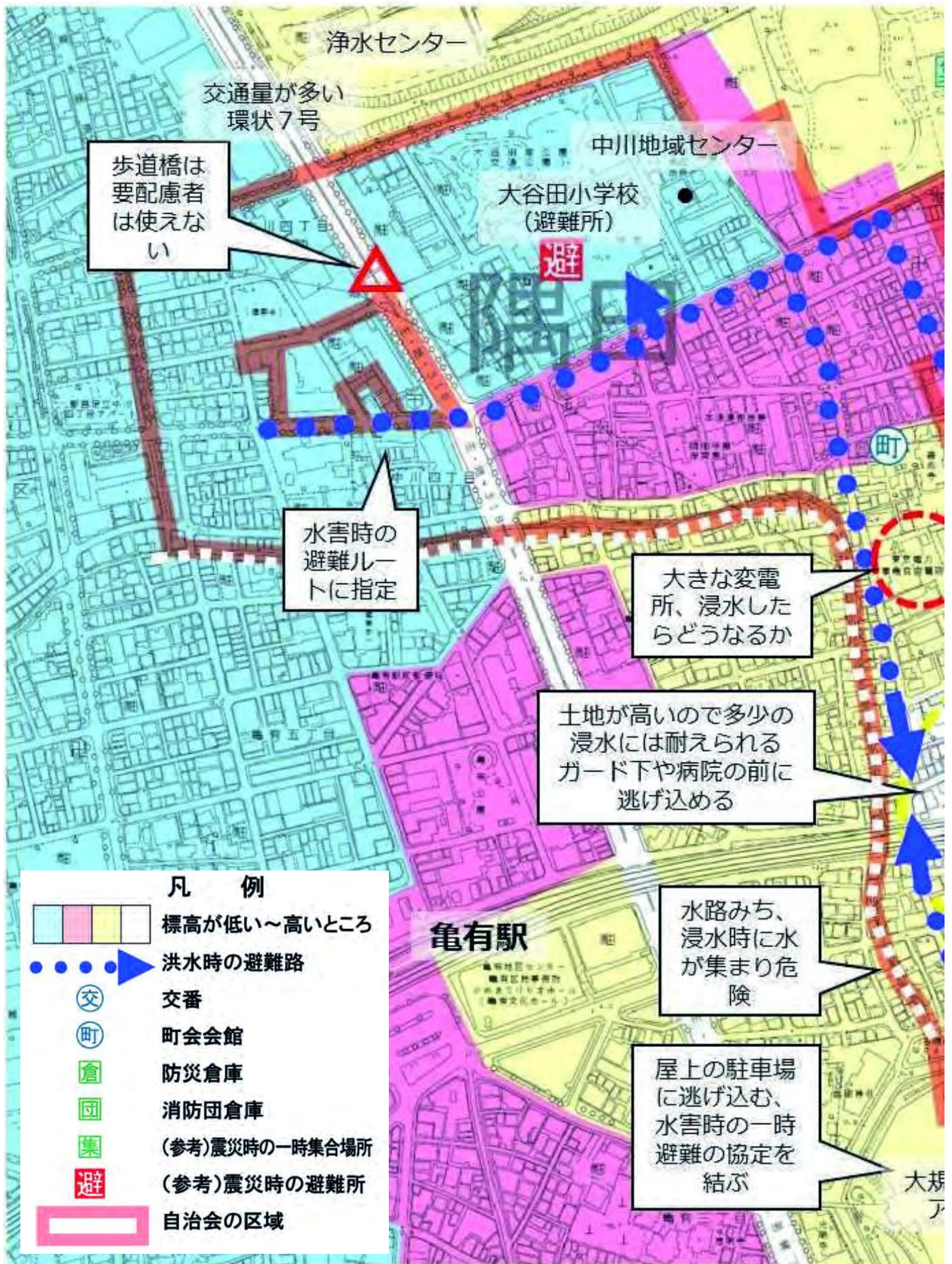
区界の緑道→
かつての排水路、水が集まる
低い場所

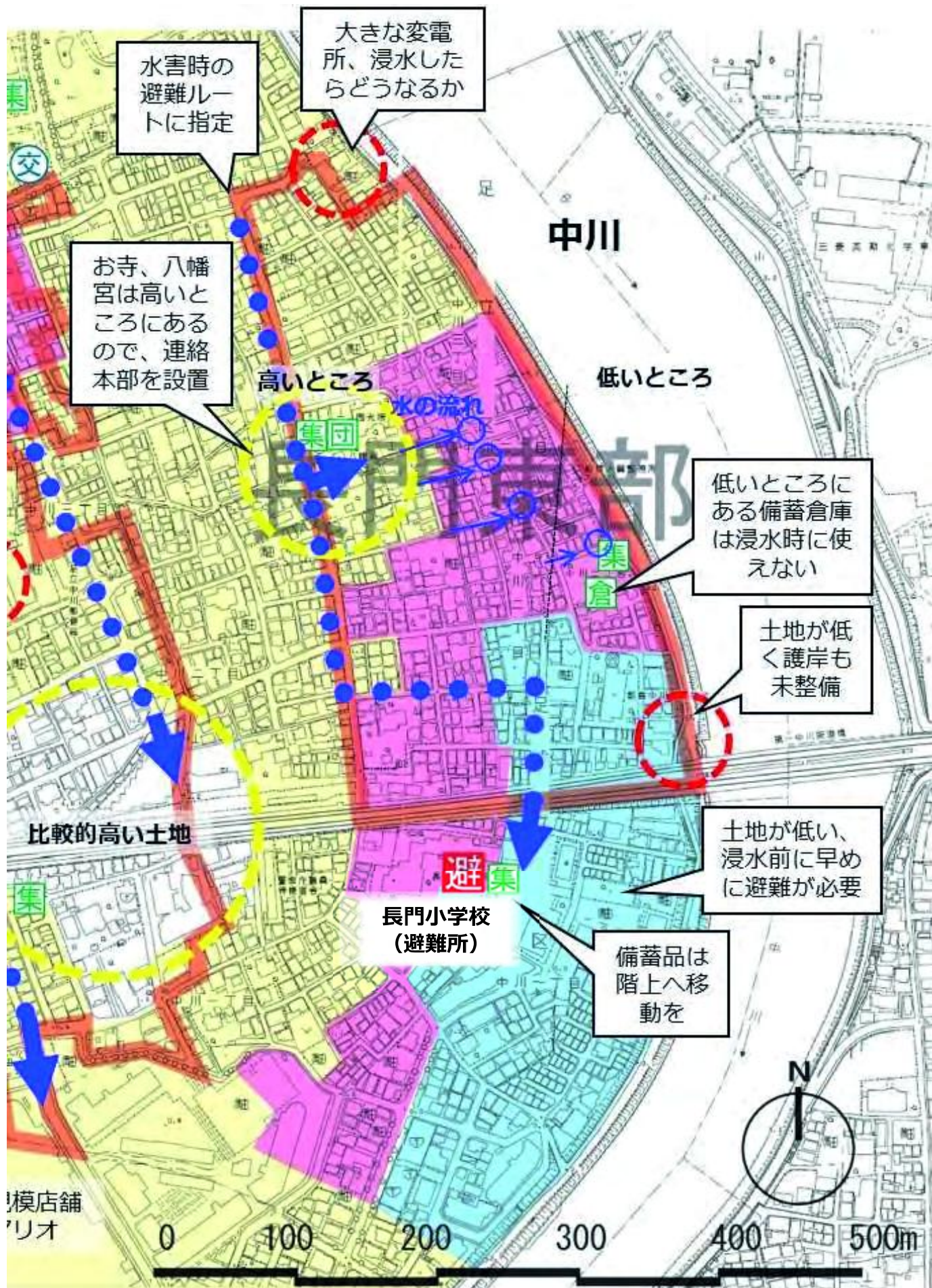


変電施設→
浸水時の安全性を確認する必
要がある



(4)洪水防災マップの作成





5.災害時の応急対応シナリオ

洪水時の応急対応を検討するにあたり、次のような3つの段階を設けました。

洪水時の応急対応(3つの段階の設定)

レベル	浸水の様子 (深さ)	避難先	避難対象	避難方法
初級	床下、床上浸水 (0.5m未満、一部 で0.5m) 水の流れはない 外は長靴で歩ける	床下浸水では自宅避難	平屋建ての家に住 んでいる方 道路より低い家の方 孤立する恐れのある 要支援者	浸水してからでも なんとか避難できる。 ただし、要支援者 は早めの避難が望 ましい
		自宅の2階に避難 ビル等の建物の2階 以上に避難 浸水しない高い土地 や家に避難		
中級	床上浸水(0.5m~ 1.0m) 水の流れはゆるやか 外は下半身が水につかり、自由な歩 行は困難		自宅の2階では不安な方	浸水の前に避難が 望ましい 要支援者は早めの 避難が必要
上級	地区のほぼ全域が2 階近くまで浸水 (1.0~2.0m以上) 水の流れがある 外は歩けない	2階にいても水が迫 り危険 ビル等の建物の3階 以上に避難	地区のほぼ全域 2階建て以下の家 (戸建てやアパー トのアパートのす べて) 要支援者	浸水の前に避難 →タイムラインの 実行

中川地域では、上記のうち、**中級** **上級** について検討しました。

(1)中級レベルの検討

浸水深は床上浸水程度(0.5m~1.0m)、水の流れはゆるやかだが下半身が水につかり、自由な歩行は困難などの洪水イメージにあわせて、避難先、避難路、避難方法、要配慮者対策、避難後の安否確認等、中級レベルの洪水対応について検討しました。

洪水のイメージ

- 外は歩こうと思えば歩けますが、下半身が水に浸かり自由な歩行は困難です。車は使えません。
- 水は濁っているので道路の凸凹やくぼみなどは見えません。マンホールのふたが外れているかもしれません。落ちたら危険です。
- こうした中での避難は避けるべきです。避難が必要な方は、浸水の前に避難することが望ましいといえます。



■検討の結果

- ・浸水深 1mだと、大谷田小学校（第一次避難所）に避難できる。浸水は地区の西側が主になる。
- ・地区の西側から大谷田小に避難するには環七を横断しなければならない。歩道橋はいくつか設置されているが平面交差の横断歩道は一箇所しかない。
- ・健常者は歩道橋を渡れるが、要配慮者は平面交差の横断歩道を渡ることになる。
- ・地震の際の避難路は指定してあるが、水害の避難路は指定してない。水害の際の避難路を指定する必要がある。
- ・地区の中央から南側が避難しなければならなくなった場合は、ハザードマップで水が浸らないところに多少の空地があるので、そこに一時的に避難する。亀有駅やアリオ（大規模店舗）の屋上駐車場にも避難できる。アリオとは避難協定を結ぶ必要がある。

出された意見

～浸水深 1mの場合～	～浸水深がさらに深くなった場合～
<ul style="list-style-type: none"> ・浸水深 1m程度なら避難所には避難しない、自宅の2階に避難できる。 ・高い建物に避難できるように、今後のマンション等の建設にあたり避難協定等を結んで行く必要がある。 ・健常者は歩道橋を避難路として利用できるが、要配慮者は使えないので平面交差の横断歩道を含む経路を避難路に指定する必要がある。この道を通るしかない。 ・水害時の東西方向の避難路として指定する。一番重要なルートになる。 ・避難所の玄関はいつ開けるのか、警備員は常駐ではない。 ・「避難準備・高齢者等避難開始」が出た段階で、避難所が開設される。 ・避難開始のタイミングが重要だ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・浸水深が深くなれば、東西方向だけでなく、南北方向にも避難路が必要になる。 ・自治会としてどう逃げるべきかを考えなければならない。 ・病院の敷地に逃げられる。 ・ハザードマップでも水が浸らないところに JR の高架下の駐車場がある。活用すべき。 ・下水が処理できるか、オーバーフローするのではないか。

■避難所の収容力

隅田自治会は大谷田小学校が第一次避難所になっています。受入可能人員は 1,616 人です。



第一次避難所

学校名	地盤高 (AP)	受入可能人員	対象人口※
大谷田小学校	2.5	1,616	6,891
長門小学校	2.3	1,353	5,948

足立区地域防災計画より

※対象人口は住民基本台帳（平成 27 年 12 月現在）

「あだち防災マップ&ガイド」より

(2) 上級レベルの検討／タイムライン

2階近くまで浸水（浸水深は1.0～2.0m以上）、水の流れがある、外は歩けない、などの大洪水のイメージにあわせて、浸水の前に避難等、上級レベルの洪水対応（タイムライン）について検討しました。

中川の水害対策タイムラインに沿った流れ

時の流れ	気象情報と区の動き	状況
数日前～前日	気象情報の確認 区危機管理室	巨大台風●号が、時速30kmで北北西に向けて進行中。
12時間前～ ある日の 午前6時	足立区に大雨・洪水警報 水防本部設置、広報開始	●日夜から●日朝にかけて、東京に接近する予想
10時間前～ 午前8時	氾濫注意水位／レベル2 区災害対策本部設置の準備	<div style="border: 2px solid red; border-radius: 50%; padding: 10px; display: inline-block;"> 地区外 へ避難 </div>
8時間前～ 午前10時	避難判断水位／レベル3 災害対策本部設置 「避難準備・高齢者等避難開始」の発令、避難所開設	
3時間前～ 午後3時	氾濫危険水位／レベル4 「避難勧告」、「避難指示（緊急）」の発令	一部で内水面氾濫 浸水する家も出る 道路冠水による不通区間発生
0時間～ 午後6時	堤防決壊／レベル5 被害状況収集・確認、広報 応急出動要請	被災家屋からの救出始まる
避難後の安否確認、事前対策、体制構築、情報伝達等		

洪水時一時集合場所への経路と移動手段

自治会



■検討の結果

- 対策を、というが何もできていない、課題ばかり。
- 自分、家族、隣近所がせいっぱい。
- 遠いところに避難指示が出ても行けるかどうか分からない。
- 対策の前に、体制づくりが必要。
- 若い力を活かすのが効果的、防災ジュニアリーダー（地元の中学生）育成が大事、訓練に取り組む。
- 地域の学校に協力してもらいたい。
- タイムラインをつくるよりも体制づくりが先。



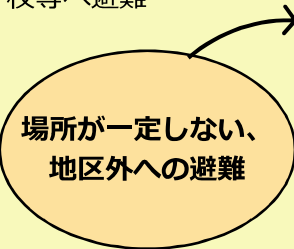
以下、目標とした対策ですが・・・

避難準備	<p>①避難のタイミングは、「避難準備・高齢者等避難開始」が発令された時。</p> <p>②個々に避難しても混乱するだけ、できるだけまとまって避難しよう。</p> <p>③しかし、避難先までは遠い、移動は車が良いがどうやって手配するか？ →ワゴン車で運ぶなど、車を手配する移動担当班が必要。 →自治会の災害対策本部を立ち上げる。</p> <p>④一旦、どこかに集まってから車に乗る、どこが良いか？ →大谷田小学校、長門小学校なら校庭に車が入れてたくさんの人をさばける。</p> <p>⑤小学校だけでは足りないのでは？ →アリオの屋上駐車場や、大谷田南公園も使える。</p> <p>⑥自治会内のエリア分けがいるか？ →あらかじめ集合場所ごとにエリア分けをしておくのが良い。</p>
要配慮者	<p>⑦乳幼児や高齢者などの要配慮者を先に集めないといけない。どうやって集める？ →要配慮者名簿を民生委員等から受けとり、その住所を町内会のマップに落とす。 →できればマップは先に作っておいたほうが良い。 →担当を決めて一軒一軒声掛けして集合場所まで（車いすなどで）移動してもらおう。 →移動ができない人（寝たきり？）は、リヤカーやタンカで運ぶ。消防や警察の協力が必要。</p>
避難方法	<p>⑧集合場所にはたくさんの人が集まる、整理が必要か？ →乗車する車ごとにおおむねの班分けをする。隅田1班…、長門東部2班…、など。 →家族や近場の人ができるだけ同じ班になれるようにする。</p> <p>⑨班ごとに行動することになる、誰が引率する？ →班長を決めて引率、自分の班の出発から到着までをみる。</p> <p>⑩移動は渋滞で時間がかかり満員の車中でイライラするかもしれない、また移動後どうなるかわからず不安になるのでは？ →班長は、移動後の行動を説明できるようにする、自治会単位で声を掛け合って行動すること、被害が少なければ戻れるが被害が大きくなると判断される場合はさらに外に避難することもあること、など。</p>
避難先での安否確認	<p>⑪避難先では班長が点呼、自治会の災害対策本部に避難状況を報告。</p> <p>⑫取り残された人がわかったら、どうすればいいか？ →区の地区担当や民生委員に連絡、救援を呼ぶ。 →避難先に集まった中から若手や希望者を募って救援を応援する。</p>

(3) 応急対応シナリオの作成

これまでの検討結果（中級と上級）をまとめて、次のような応急対応シナリオを作成しました。

水害のレベル	中級 (0.5m~1.0m)	上級 浸水深 (2m~5m)
被害想定	地区の一部が床上まで浸水	地区の全域が2階まで浸水
水の引き	半日間	2週間

時の流れ	気象情報と区の動き	状況	中級シナリオ	上級シナリオ
数日前~前日	気象情報の確認 区危機管理室	巨大台風●号が、時速30kmで北北西に向けて進行中。	気象情報の確認 ハザードマップによる避難所・避難ルートの確認 防災グッズの準備 自宅保全	
12時間前~ ある日の 午前6時	足立区に大雨・洪水警報 水防本部設置、広報開始	●日夜から●日朝にかけて、東京に接近する予想	避難に向けた事前準備、避難路を指定、小学校等へ避難 	<避難準備> 浸水深を頭に入れずに対策しなければならない 避難する意識がおきないのではないか（日常性、正常性バイアス） 第十二中学校に団体に逃げられるのか？
10時間前~ 午前8時	氾濫注意水位／レベル2 区災害対策本部設置の準備		避難できるマンションと協定 民生委員の協力で要配慮者を事前把握	対策以前に、体制が整っていないのが実情
8時間前~ 午前10時	避難判断水位／レベル3 災害対策本部設置 「避難準備・高齢者等避難開始」の発令 避難所開設	台風上陸 雨と風が強くなる 避難先は●●●を指定 公共交通は運休に	要配慮者避難開始 リヤカーで運ぶ 自治会で避難準備の声かけ	<要配慮者> 避難訓練は毎年1回実施しているが、地震を対象にしたもの 要配慮者の把握はしていない この段階で要配慮者の対応を、若い人が中心に行えると良いのだが 体制をどう構築するか 中学生などを防災対応できるように育成、防災ジュニアリーダーの育成、地域に目を向ける子どもの育成、学校のバックアップが必要

3時間前～ 午後3時	氾濫危険水位／ レベル4 避難勧告、「避難 指示(緊急)」の発 令	一部で内水面氾 濫 浸水する家も出 る 道路冠水による 不通区間発生	要配慮者以外の避難開 始 避難していない住民へ の避難呼びかけ	<避難方法> 民生委員、消防団は要配慮者 の対応 誰が避難しているか、誰が家 に残っているか 情報伝達をどうするか
0時間～ 午後6時	堤防決壊／レベ ル5 被害状況収集・確 認、広報 応急出動要請	被災家屋からの 救出始まる	自力避難、救助要請	できることとできないことを 共有することが大事 その中で、できることを考え る
避難後の 安否確認等	避難所で名簿で確認			<避難先安否確認>
事前対策	マンションや店舗等と避難協定等を締結 自治会非加入者の加入促進、情報把握			
体制構築、 情報伝達等	対策本部等の立ち上げ、役割分担、連絡簿による情報伝達、声 かけ			

6.取り組みの体制づくり

(1)体制づくり

これまでの話し合いを踏まえ、次のような地区防災の体制を考えました。

体制は、災害時と平常時の双方とも同じ体制とし、当初は地区の実情にあわせた最低限の体制から、順次必要に応じて徐々に拡大していきます。

参考に、震災時の避難所運営本部との関係を右端に記載しました。

当初の体制	将来の体制	平常時の役割	災害時の役割	避難所運営本部※
本部長	本部長		各係の統括	
副本部長	副本部長		本部長の補佐・代理	
庶務係	庶務係	庶務全般 連絡調整	庶務全般 連絡調整	避難所運営本部の「庶務部」に概ね該当します
	情報係	情報の収集・共有・伝達	被害・避難状況の把握 情報収集・伝達 (報告活動等)	
	要配慮者係	要配慮者の把握	要配慮者の安否確認・搬送の協力	
初動対応係	水防係	器具点検、防災広報	浸水防止活動	避難所運営本部の「施設管理部」に概ね該当します
	避難誘導係	一時集合場所・避難所等の確認	地区内居住者等の避難誘導活動	
救出・救護係	救出・救護係	資機材調達・整備	負傷者等の救出、救護活動	避難所運営本部の「救護・衛生部」に概ね該当します
物資配分係	物資配分係	個人備蓄等の啓発活動	救援物資の確保・搬送・配分 炊き出し、給食・給水活動	避難所運営本部の「物資部」に概ね該当します

※参考として、震災時の避難所運営本部（足立区避難所マニュアル（学校）平成28年3月修正）の基本的な構成を示しました。

●体制づくりのポイント

災害時、昼間だと大人は勤めに出かけていないことや、高齢化が進んでいることなどもあり、いつも近くにいる元気な中学生が災害時の活動を支えることが期待されます。



中学生による炊き出し訓練



避難所用テント設置

S市での取り組み（防災教育研究会）より

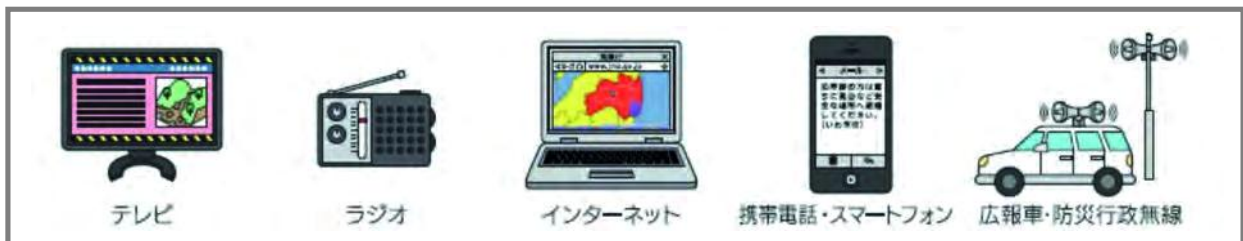
(2) 日頃の取り組み

① 情報収集方法の確認

テレビ、ラジオ、インターネット(区のホームページ等)、区の防災メール※、消防団による車両広報などの災害情報の入手手段を、日常から確認します。

※災害情報をはじめ足立区についての様々な情報を携帯電話やパソコンのメールアドレス宛に送付する A-メール(足立区メール配信サービス)や、緊急かつ重要な情報を指定エリア内(足立区内)の携帯電話に一齐に配信する緊急速報メール(エリアメールサービス)などがあります。

気象情報や区から発信される情報の入手手段



② 非常持出品や備蓄の準備

災害に備えて、各世帯での非常持出品や備蓄の準備を進めます。

非常持出品 災害発生時に最初に持ち出すもの	備蓄品 救援物資が届くまでの生活をするためのもの
<ul style="list-style-type: none"> ● 飲料水(500mlペットボトル2本) ● 非常食(乾パンなど火を通さなくてもいいもの) ● 懐中電灯 ● 携帯電話(充電器) ● 貴重品(小銭も) ● 雨具など ● 携帯ラジオ ● 医薬品(常備薬) ● おくすり手帳 ● 衣類、下着 など 	<ul style="list-style-type: none"> ● 飲料水(1日3ℓ/人を目安) ● 保存可能な食料 ● カセットコンロ ● ウエットティッシュ ● タオル ● 毛布 ● 工具 など
<p>Illustrations of emergency items: water bottles, canned food, flashlight, mobile phone, first aid kit, rain gear, radio, and clothing.</p>	<p>Illustrations of reserve items: water bottles, rice, instant noodle cups, canned food, tools, and blankets.</p>

他市の防災マップより

③ 防災訓練

「中川地域防災訓練」を実施し、自助としての初動行動・避難行動の確認、共助としての避難生活支援等の取り組みを、消防署等の関係機関と協力しながら実践します。

訓練では、水害の状況に応じた避難(避難先、避難路、要配慮者への支援、本部の設置など)について取り組みます。

④活動体制の整備

日ごろから進めている中川地域の防災の取り組みと歩調を合わせながら、隅田自治会における防災組織として、「庶務係」「初動対応係」「救出・救護係」「物資配分係」等の係編成を設定し、具体的な役割や活動を構築して災害時の活動の実効性を高めていきます。

また、今後は若い人を中心とした活動体制の整備にも取り組みます。地域に目を向ける子どもの育成として、学校のバックアップを得ながら中学生などを対象とする防災ジュニアリーダーの育成を進めます。

⑤要支援者の連絡・支援体制の準備

隅田自治会では、社会福祉協議会と連携して、要支援者の連絡・支援体制の準備を進めます。災害時に一人では避難が困難な要支援者については、区から提供される避難行動要支援者名簿を効果的に活用できるように、あらかじめ取り扱い方法などを決めておくようにします。また、平時からの声かけや災害時の避難誘導訓練について周知や参加を呼びかけます。

⑥防災マップの継続的な見直し等

洪水時の防災マップの充実を図り、洪水ハザードマップとあわせて周知を図ります。また、必要な見直しを継続的に進めます。

⑦避難協定等の締結

洪水時に避難する時間がなくなった地域住民や要配慮者等が、緊急一時的に避難・退避するビルを「洪水避難ビル」とし、学校などの公共施設やマンション、事業所、店舗等を対象に、区が定める避難協定等を締結します。また、建築確認申請の制度を通じて建設前から「洪水避難ビル指定」の協力依頼を進めます。

⑧地区タイムラインの検討

行政が定める水害対策タイムラインについては、自治会として取り組むには課題が多いことがわかりました。

水害は、台風などが発生してから被害が生じるまで時間があり、「先を見越した対応」により減災が可能です。タイムラインの考え方の基本はここに 있습니다。今後は、地区住民等の視点からみた「地区タイムライン」について検討を進めます。

⑨大洪水時における避難場所

大洪水時における避難場所がないため、地区外の遠いところへの避難を余儀なくされているのが現状です。遠方ではなく最寄りに、安全な避難場所（下水処理場の土づくりの里など）を確保するための検討を進めます。

(3)災害時の活動

①発災前の行動

- テレビ、ラジオ、インターネット(区のホームページ等)、区の防災メール、消防団による車両広報などにより、気象情報や注意報・警報等の確認を行います。
- 注意報や警報が出た場合、手回し式の充電器や乾電池の確認など停電への備えや、家族の場所や行動の確認等を行います。
- 非常持出品を確認します。
- 日頃の取り組みで定めた、水害の状況に応じた避難方法(避難先、避難路、要配慮者への支援、本部の設置、担当役員の配置など)を確認します。
- 防災倉庫の資機材や備蓄品を確認します。
- 避難協定を締結した店舗やマンションと事前の確認を行います。



～大規模な洪水が予測される場合には～

- 検討した「地区タイムライン」に沿って、情報収集・伝達、避難誘導、安否確認等、一連の応急対応ができるようチェックリストで確認します。
- 区との連絡体制(ホットライン)が整っているか確認します。
- 区が手配する避難用の車の受入れ場所や乗車の段取りなど、自治会としていつでも動けるようにしておきます。
- 要配慮者は、洪水の危険性が少ない地方へ移動する(2泊3日の旅など)ことも考えられます。

②避難開始のタイミング

- 気象情報の警報や「避難準備・高齢者等避難開始」が出たら、避難に時間のかかる要配慮者の避難を開始します。
- その他の人は、立退き避難の準備を整えとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始します。
- 自治会で避難準備の声かけ、連絡簿による情報伝達等を行います。

水位変化と区の体制



～大規模な洪水が予測される場合には～

- 区からの連絡（ホットライン）を受けて、避難を開始します。
- 区が手配した車で避難する際は、自治会単位で行動し、避難者を掌握します。
- 最寄りですぐに避難できる場所（洪水避難ビルなど）があるときには、直ちに受け入れを開始し、そこに避難します。

水位観測所位置



■避難情報の種類と意味

避難準備・ 高齢者等 避難開始	避難に時間のかかる要配慮者とその支援者に立退き避難を促す。その他の人に対しては、立退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することを促す。	水位変化が「レベル3」に達した時を目安に発令されます。
避難勧告	区長が、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退きを勧告すること。	水位変化が「レベル4」に達した時を目安に発令されます。
避難指示 (緊急)	区長が、急を要すると認めるときに、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退きを指示すること。	

足立区ホームページ「水位変化と区の体制」より

③避難

- 予報による洪水が大規模でなければ大谷田小学校（第一次避難所）に避難します。
- 自宅に待機する場合は高さが十分確保出来る（2,3階）ようにします。
- 避難する際に低いところを通る場合は、浸水前でも雨がせき止められて急に水が溢れることがあるので十分注意します。
- 避難所への移動の安全確保が難しい場合は、最寄りの少しでも高いところ（神社境内や屋上駐車場など）への移動を図ります。
- 道路が狭い場所や駐車場の制約等も考慮し、避難の際はできるだけ徒歩とします。
- 要配慮者などは、自治会で準備したリヤカーを使って避難できるようにします。
- 避難の際には、避難していない住民への呼びかけを行いながら避難します。
- 洪水時の防災マップで定めた洪水時避難路をつかって避難します。
- 避難所に避難したら、誰が避難しているか、誰が家に残っているか、などの安否を名簿等で確認します。
- 行方不明になっている人がいたら、区、消防団、警察などへ救助・救援を要請します。

～大規模な洪水が予測される場合には～

- 予報による洪水が大規模になる場合には、区の災害対策本部から避難情報の知らせとともに洪水時一時集合場所（地区外）の指定があります。
- 避難が間に合わないとき、やむを得ず避難できないときなどは、洪水避難ビルや公共的な建物などへ一時避難します。

④避難所等の開設

- 大谷田小学校（第一次避難所）については、開設に併せ、区と地域が協力して受け入れを行います。
- 住民一人ひとりも「自ら協力できること」に積極的に加わります。

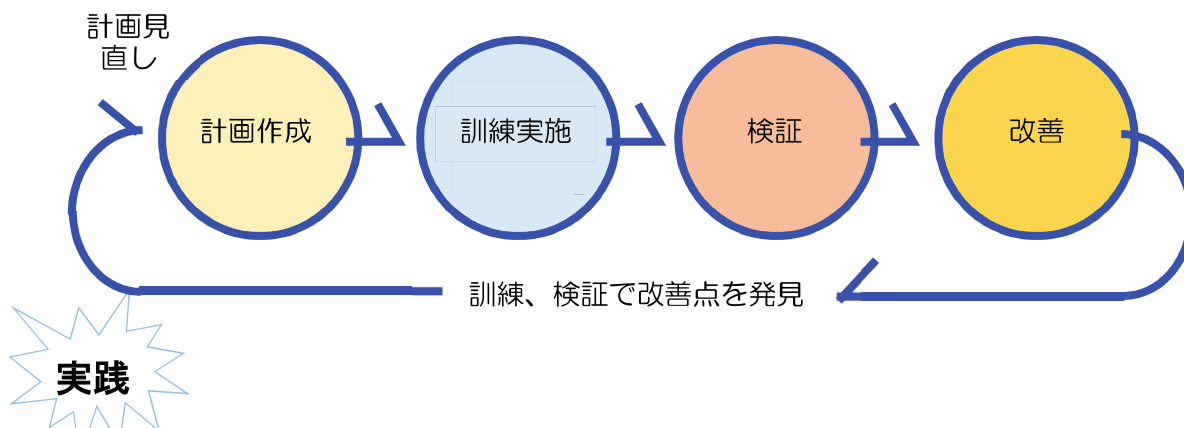
⑤避難所等の運営(避難生活の協力・支援)

- 避難所運営委員会を設け、避難所等の運営を行います。

7.実践と検証

計画を形骸化させないための取り組みを以下のように行います。

実践と検証の流れ



計画に基づいた防災訓練を毎年行います。

防災訓練

避難時の訓練	避難後の訓練	応急訓練
<ul style="list-style-type: none"> ○避難訓練 ○避難所・避難路・避難場所等の確認 ○避難経路上の危険箇所の確認 ○要配慮者の把握 	<ul style="list-style-type: none"> ○避難所開設訓練 ○避難所運営訓練 (給食・給水、情報の収集・共有・伝達、物資配給対応等) 	<ul style="list-style-type: none"> ○浸水対策訓練 ○救急応急措置訓練 (心肺蘇生法・AED講習等) ○防災資機材取扱訓練

※区や消防団、あるいは各種団体や地元企業等と連携をした訓練も計画すると、より実効性が高まる防災訓練となります。

検証

防災訓練の結果について、区職員等を交えて検証を行い、課題を把握して活動を改善する

- 活動の対象範囲や活動体制(役割分担)を変える必要はないか
- 地区における重要なことに変化はないか



- 長期的な活動予定に変更はないか
- 実際の活動が実体のあるものになっているか
- 防災訓練、備蓄等の事前対策、教育・研修等が十分に行われているか

実践と検証を通じて、計画の実効性を確保します。
必要に応じて、計画の見直し、追加等を行います。

見直した場合は、自治会を通じて区に報告するとともに、説明会やチラシ等により地区住民等の皆さんに報告します。